

令和5年9月定例会会議録（第1号）

令和5年8月23日 水曜日 午前10時00分開会

鈴木 富美子 議長 金子 豊美 副議長

出席議員（16名）

1番	平井直之	議員	2番	鈴木英則	議員
3番	勝見英一朗	議員	4番	鈴木裕	議員
5番	鈴木悟司	議員	6番	鈴木一則	議員
7番	渡部正之	議員	8番	竹田陽一	議員
9番	内谷邦彦	議員	10番	渡部秀樹	議員
11番	浅野敏明	議員	12番	金子豊美	議員
13番	平進介	議員	14番	梅津善之	議員
15番	今泉春江	議員	16番	鈴木富美子	議員

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

内谷重治	市長	齋藤環樹	副市長
竹田利弘	政策推進監	高石潤一	危機管理参与
新野弘明	総務参事兼地域づくり推進課長	梅津義徳	厚生参事兼福祉あんしん課長
三瓶仁之	総務課長併選挙管理委員会事務局長 併監査委員事務局長	佐藤久	財政課長
佐藤秀人	健康スポーツ課長	梅津宏明	代表監査委員
土屋正人	教育長	牛澤敏宏	選挙管理委員会委員長
寒河江忠	農業委員会会長	青木邦博	技術参与
赤間茂樹	産業参事 兼新産業団地整備課長	佐原勝博	建設参事兼建設課長
横澤聡一	学校教育課長	竹田祐子	観光文化交流課

事務局職員出席者

佐々木勝彦	議会事務局長	片倉英樹	議会事務局補佐
小阪桃子	議事調査主査	安達洋司	技士

議 事 日 程（第 1 号）

令和 5 年 8 月 2 3 日 水曜日 午前 1 0 時 0 0 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1 3 号 令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
(報 告)
- 日程第 4 報告第 1 4 号 令和 4 年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について
(“ ”)
- 日程第 5 報告第 1 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 5 年度長井市一般会計補正予算第 5 号)
(質疑、討論、表決)
- 日程第 6 議案第 6 9 号 財産の取得について (“ ”)
- 日程第 7 議案第 7 1 号 長井市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (“ ”)
- 日程第 8 議案第 7 5 号 令和 5 年度長井市一般会計補正予算第 6 号 (“ ”)
- 日程第 9 認 第 1 号 令和 4 年度長井市歳入歳出決算認定について (質疑、付託)
- 日程第 1 0 認 第 2 号 令和 4 年度長井市水道事業会計決算認定について
(“ ”)
- 日程第 1 1 認 第 3 号 令和 4 年度長井市下水道事業会計決算認定について
(“ ”)
- 日程第 1 2 議案第 6 6 号 令和 4 年度長井市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
(“ ”)
- 日程第 1 3 議案第 6 7 号 令和 4 年度長井市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
(“ ”)
- 日程第 1 4 議案第 6 8 号 財産の取得について (“ ”)
- 日程第 1 5 議案第 7 0 号 字の区域及び名称の変更について (“ ”)
- 日程第 1 6 議案第 7 2 号 長井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (“ ”)
- 日程第 1 7 議案第 7 3 号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (“ ”)
- 日程第 1 8 議案第 7 4 号 長井市環境保全基本条例の一部を改正する条例の制定について
(“ ”)
- 日程第 1 9 議案第 7 6 号 令和 5 年度長井市一般会計補正予算第 7 号 (“ ”)
- 日程第 2 0 議案第 7 7 号 令和 5 年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計補正予算第 1 号
(“ ”)

日程第 2 1 議案第 7 8 号 令和 5 年度長井市介護保険特別会計補正予算第 2 号
(")
日程第 2 2 議案第 7 9 号 令和 5 年度長井市水道事業会計補正予算第 1 号 (")
日程第 2 3 議案第 8 0 号 令和 5 年度長井市下水道事業会計補正予算第 1 号
(")

本日の会議に付した事件

議事日程（第 1 号）に同じ

開 会

○鈴木富美子議長 おはようございます。

ただいまから令和5年9月長井市議会定例会を開会いたします。

開 議

○鈴木富美子議長 本日の会議に欠席の通告議員はございません。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、山形新聞社記者から、今定例会中のパソコン、カメラ、録音機の使用について申請があり、許可いたしましたので、ご報告いたします。

ここで、本定例会の運営等について、議会運営委員会の報告を求めます。

平 進介議会運営委員長。

(平 進介議会運営委員長登壇)

○平 進介議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会を代表いたしまして、去る8月21日の委員会において決定した本定例会の運営等についてご報告いたします。

会期につきましては、配付しております令和5年9月市議会定例会会議日程表のとおり、本日8月23日から9月19日までの28日間といたします。

このたび提案されます案件は、報告3件、一般議案7件、決算3件及び関連議案2件、予算議案6件であります。

案件の取扱いについては、まず、報告2件を一括議題とし、市長から報告を受けます。

次に、報告第15号について市長から説明を受け、質疑、討論、表決を行っていただきます。

なお、表決の方法につきましては、起立採決を予定しております。

次に、議長から委員会付託を省略し、全員による審議を諮っていただき、決定後、議案第69号、議案第71号及び議案第75号の3件を一括議題とし、市長から提案説明を受け、質疑、討論、表決を行います。

次に、一般議案並びに決算及び予算議案の15件を一括議題といたしまして、市長の提案説明を受けた後、監査委員より決算3件についての監査報告を受けます。決算3件及び関連議案2件につきましては、決算特別委員会を設置し、付託の上、審査していただきます。一般議案5件につきましては、別紙付託表のとおり、所管する委員会に付託して審査いただき、予算議案5件につきましては、予算特別委員会を設置し、付託の上、審査していただきます。

市政一般に関する質問につきましては、8月29日、30日、31日の3日間とし、このたびの質問者は12名の予定ですので、第1日目5名、第2日目5名、第3日目2名といたします。

各常任委員会、特別委員会の日程につきましては、日程表のとおりであります。本日の本会議終了後に決算特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

決算総括質疑発言通告の締切りは9月4日、予算総括質疑発言通告の締切りは9月7日、討論発言通告の締切りは9月14日といたします。

なお、最終日9月19日、本会議前に議会運営委員会を開催させていただきます。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○鈴木富美子議長 本日の会議は、配付しております議事日程第1号をもって進めます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○鈴木富美子議長 日程第 1、会議録署名議員の指名であります。会議規則第81条の規定により、ご指名いたします。

7 番 渡 部 正 之 議員

8 番 竹 田 陽 一 議員

9 番 内 谷 邦 彦 議員

以上、3 名の方をお願いいたします。

日程第 2 会期の決定

○鈴木富美子議長 次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、先ほど議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から 9 月 19 日までの 28 日間と決定し、会議日程につきましては、お手元に配付してあります令和 5 年 9 月市議会定例会会議日程表のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木富美子議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第 3 報告第 13 号 令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

日程第 4 報告第 14 号 令和 4 年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について

○鈴木富美子議長 それでは、日程第 3、報告第

13 号 令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第 4、報告第 14 号 令和 4 年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告についての 2 件を一括議題といたします。報告を受けることといたします。

内谷重治市長。

（内谷重治市長登壇）

○内谷重治市長 おはようございます。

提案説明を申し上げます。

報告第 13 号 令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付してご報告申し上げるものでございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質赤字額及び連結実質赤字額は生じませんでしたので、数値の計上はございません。

また、実質公債費比率につきましては 11.7%、将来負担比率につきましては 231.8% となっておりますが、いずれも国で定めております早期健全化基準及び財政再生基準には達しない数値でございます。

続きまして、報告第 14 号 令和 4 年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付してご報告申し上げるものでございます。

長井市水道事業会計、下水道事業会計、宅地開発事業特別会計における資金不足は生じませんでしたので、各会計ともに資金不足比率の計上はございません。

したがって、国で定める経営健全化基準には該当しないものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○鈴木富美子議長 報告第 13 号及び報告第 14 号の